

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一609	承認日	1992.5.1	1/1
集検手当について					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

1973年9月以来、集検のための超勤を一般平常超勤と区別し、休日に集検に従事した時は公益活動として、手当を（超勤とせず）一律支給する。

医師 20,000 円、その他 10,000 円とする。半日の場合は半額とする。

<理由>

1. 休日の集検は各疾患別患者会が行う集検が該当します。各組織が自主的に行う行事であり、民医連運動の立場から職員も積極的に参加するとの主旨は不変である。
2. 1973年制定以来、賃金改訂があり前述の立場に立ちながら、今回各職種の平均賃金より検討し、超勤料相当以上のものとして額の改訂を行うこととした。
3. しかしながら、諸般の条件で代休を希望される時は代休とし手当をしない従来通りの取扱いも認める。

1973年9月	制定
1976年7月1日	一部改訂
1992年5月	一部改訂